

## 第 80 回全国健康保険協会香川支部評議会議事録

開催日時：令和 6 年 10 月 23 日（水）10：00～12：00

開催場所：リーガホテルゼスト高松 翡翠

評 議 員：上村評議員、尾崎評議員、白井評議員（副議長）、長山評議員（議長）、  
西尾評議員、芳我評議員、原田評議員、藤岡評議員、松木評議員

（五十音順）

### 議事

#### ○協議事項

1. 2025（令和 7）年度保険料率について
2. 2025（令和 7）年度 香川支部の課題を踏まえた支部事業計画・保険者機能強化予算  
の検討について

#### ○報告事項

1. 2024（令和 6）年度支部事業報告（上半期）について

#### ○その他

- ・協会けんぽ香川支部の概要

### 協議事項 1. 2025（令和 7）年度保険料率について

#### 【事務局より資料に基づき説明】

#### 【学識経験者】

健康保険組合について、準備金の積み立てはあるのか。また、単年度で赤字の健康保険組合が多く見受けられるが、準備金が枯渇した場合どうなるのか。

#### 【事務局】

健康保険法により医療給付費等の 3 か月分を準備金として積み上げなければならないとされている。保険料率の引き上げなどの努力をしたうえで、将来的に準備金が枯渇する見込みになれば、健康保険組合を解散して協会けんぽに加入することはある。

#### 【事業主代表】

平均保険料率については 10%維持でよいと思うが、収支見通しを試算する賃金上昇率の設定が低いと感じるため、2.5%やそれ以上の高い設定が必要ではないか。

また、今後の平均保険料率を決定する際に、被保険者の保険料負担軽減の観点から、現状の労使折半の負担割合を事業主 55%、被保険者 45%にするなど検討してはどうか。

最後に、昇給の時期と算定基礎の反映時期について、中小企業であれば、4月に昇給する

場合が多いと思うが、大手企業では7月に昇給する場合が多い。標準報酬月額を4～6月支給分の給料で決定するが、7月昇給の場合でも月額改定は正しくなされるのか。

**【事務局】**

1点目について、ご意見として本部に報告させていただく。

2点目について、一部の健康保険組合では、法の規定内で保険料負担割合を事業主65%、被保険者35%というように被保険者の保険料負担を少なく設定している組合もある。

3点目について、以前は5～7月支給分で10月から標準報酬月額の改定を行っていたが、賃上げ交渉の時期が早まったという経緯もあり、9月改定となっている。7月昇給の場合でも、月額変更届の提出により昇給分が反映されるが、9月の定時改定では、完全に反映できていない場合もある。

(平均保険料率10%維持、3月分(4月納付分)から変更で異議なし)

協議事項2. 2025(令和7)年度 香川支部の課題を踏まえた支部事業計画・保険者機能強化予算の検討について

**【事務局より資料に基づき説明】**

**【被保険者代表】**

保健事業の一層の推進について、令和8年度から人間ドックに対する補助の実施が予定されているが、早い段階で生活習慣病予防健診の予約が埋まってしまう健診機関も多いと思われるので、人間ドックの補助を開始するにあたり健診機関が十分に対応できるのか試算はされているのか。

**【事務局】**

健診機関の対応状況については、試算がされたとは確認していない。県内の公的医療機関など大規模な健診機関では人間ドックしか行っていないため、生活習慣病予防健診の対応を断られた経緯もあるので、今後人間ドックに対する補助の開始に向けて再度働きかける予定である。

**【学識経験者】**

令和8年度に被保険者、令和9年度に被扶養者に予定されている保健事業の見直しに係る予算の増加分については、人間ドックに対する補助が大部分を占めるのか。

**【事務局】**

若年層への拡大も含めてさらなる保健事業への推進に係る予算である。

報告事項 1. 2024（令和 6）年度支部事業報告（上半期）について

【事務局より資料に基づき説明】

【事業主代表】

レセプト内容点検に係る 2 つの KPI について確認したい。医療機関から請求された診療内容が保険診療と認められない診療が含まれていることを前提として前年度以上という設定だが、医療機関側の請求の精度が上がるのが理想であり、査定率や査定額が高くなると良いとは言えないのではないかと考える。

【事務局】

近年、医療機関からの請求方法が紙からオンラインへ移行したこと等の DX の推進によって、査定は減少傾向にある。ただし、症例によって医師が必要であると認めた場合は例外を認めることがあるため、この点検自体が無くなることはないと考えている。

その他. 協会けんぽ香川支部の概要

【時間の都合により説明を省略】

（質問・ご意見なし）

以上

令和 6 年 10 月 23 日